第33期

定時株主総会
招集ご通知

SHIP HEALTHCARE
シップヘルスケアホールディングス株式会社
証券コード：3360

開催情報

日時 2025年６月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 大阪府豊中市新千里東町２-１-D-１号
千里阪急ホテル 西館2F クリスタルホール

議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後５時40分まで

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役11名選任の件
第3号議案　監査役4名選任の件
第4号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目 次

■ 招集ご通知 …… 3
■ 株主総会参考書類 …… 7
■ 事業報告 …… 23
■ 連結計算書類 …… 37
■ 計算書類 …… 39
■ 監査報告書 …… 41

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/3360/

抽選で電子チケットが当たるプレゼントキャンペーンを6月30日まで実施中！

SHIP HEALTHCARE

グループ理念

SHIP

Sincere（誠実な心）　**H**umanity（「情」の心）　**I**nnovation（革新者の気概）　**P**artnerSHIP（パートナーシップ精神）

グループミッション

生命を守る人の環境づくり

基本姿勢

至誠惻怛（しせいそくだつ）

「至誠」はまごころ、「惻怛」はいたみ悲しむ心を表し、
この心を兼ね備えて生きることが人間としての生きる基本姿勢であり、
シップヘルスケアグループの基本姿勢です。

（注）本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などはご参考情報であります。

株主の皆様へ

代表取締役会長

古川 國久

代表取締役社長

大橋 太

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
第33期定時株主総会を6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当期は、中期経営計画「SHIP VISION 2024」の最終年度にあたり、人手不足や円安進行、国際情勢不安などによる消費者物価上昇など、特に厳しい経営環境が続きましたが、創業来となる継続した成長を重ねることができました。

今後もさらに継続成長すべく、これまでの成果と課題を踏まえ、「グループ経営資源の最適化によるポートフォリオ経営」を基本方針とする新たな中期経営計画を策定いたしました。
この新中期経営計画の実践と、当社グループが創業来掲げるSHIP理念（Sincere（誠実な心）Humanity（「情」の心）Innovation（革新者の気概）PartnerSHIP（パートナーシップ精神））の徹底を通じて、引き続き更なる企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

2025年6月

証券コード　3360
2025年6月6日
（電子提供措置の開始日　2025年6月4日）

株　主　各　位

大阪府吹田市春日3丁目20番8号
シップヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役会長　古　川　國　久
代表取締役社長　大　橋　　太

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。
　　当社ウェブサイト
　　https://www.shiphd.co.jp/ir/event/meeting.html
　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「シップヘルスケアホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3360」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認いただきますようお願い申し上げます。
　なお、当日ご出席することなく、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

議決権行使のご案内

郵送又はインターネット等による議決権行使の場合

郵送（議決権行使書）による議決権行使

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに到着**するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、**2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに賛否をご入力**ください。

詳細は5頁から6頁までの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧ください。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力なし**に議決権を行使いただけます。

当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 日　　時
2025年6月27日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場　　所
大阪府豊中市新千里東町2−1−D−1号
千里阪急ホテル 西館2F クリスタルホール（末尾ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項　1.　第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2.　第33期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項　第1号議案　剰余金の処分の件
　　第2号議案　取締役11名選任の件
　　第3号議案　監査役4名選任の件
　　第4号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人としてその議決権を行使することとさせていただきます。
ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎本定時株主総会におきましては、お土産の配布はいたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
◎やむを得ず開催場所や開催時間等を変更させていただく場合は、速やかに当社ホームページ（https://www.shiphd.co.jp/）にてお知らせいたします。ご出席の際はあらかじめ上記ホームページをご確認くださいますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。なお、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)。

インターネットによる議決権行使は、株主総会前営業日の**2025年6月26日(木曜日)午後5時40分まで**受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

スマートフォンの場合［QRコードを読み取る方法］

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

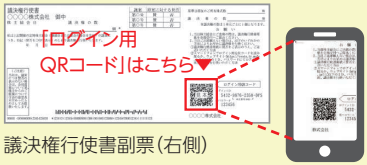

議決権行使書副票(右側)

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って
行使完了です。

※QRコードは(株)デンソーグループの登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力される場合

議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトへアクセス

議決権行使サイト

https://evote.tr.mufg.jp/

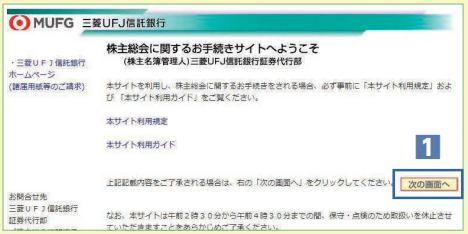

1 「次の画面へ」をクリック

ログインする

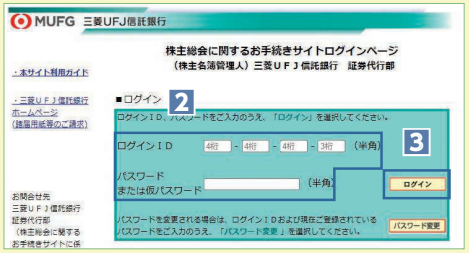

2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

インターネット接続にファイアーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ご注意事項

- 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン等をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォン等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
（ヘルプデスク）
電話 **0120-173-027**
（通話料無料）
（受付時間　午前9時から午後9時まで）

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第33期の期末配当金につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案した結果、1株につき58円を配当することといたしたく存じます。

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　58円 総額　5,472,307,772円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年６月30日

第2号議案　取締役11名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役12名が任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	古川國久（ふるかわくにひさ）	代表取締役会長	92.3% (12回/13回)
2	再任	大橋太（おおはしふとし）	代表取締役社長	100% (13回/13回)
3	再任	小西賢三（こにしけんぞう）	代表取締役副会長 MSP事業部門長	100% (13回/13回)
4	再任	小川宏隆（おがわひろたか）	代表取締役副会長 TPP事業部門長 兼 海外事業部門長	100% (13回/13回)
5	再任	横山裕司（よこやまひろし）	専務取締役 秘書室長	100% (13回/13回)
6	再任	海野眞史（うみのあつし）	常務取締役 営業戦略本部長 兼 FD事業部門長	100% (13回/13回)
7	再任	安田芳郎（やすだよしお）	取締役 管理本部長	100% (13回/13回)
8	再任　社外取締役　独立役員	佐野精一郎（さのせいいちろう）	取締役	100% (13回/13回)
9	再任　社外取締役　独立役員	今別府敏雄（いまべっぷとしお）	取締役	100% (13回/13回)
10	再任　社外取締役　独立役員	伊藤文代（いとうふみよ）	取締役	100% (13回/13回)
11	再任　社外取締役　独立役員	西尾信也（にしおしんや）	取締役	100% (13回/13回)

1 古川 國久（ふるかわ くにひさ） 1945年４月27日生

再 任

略歴、地位、担当

1992年８月　株式会社シップコーポレーション（現当社）設立、代表取締役社長
1992年11月　グリーンホスピタルサプライ株式会社（2002年３月31日当社へ吸収合併）代表取締役社長
2014年６月　当社代表取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は当社の創業者及び代表取締役会長として経営を担っており、業界及び経営全般に豊富な見識、職務経験を有しております。今後もグループ全体の業績向上、ガバナンスの確保、更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数

1,973,600株

2 大橋 太（おおはし ふとし） 1964年５月10日生

再 任

略歴、地位、担当

1987年６月　株式会社エフエスユニマネジメント入社
2000年５月　同社取締役
2003年５月　同社代表取締役専務
2006年５月　同社代表取締役社長
2007年１月　株式会社セントラルユニ取締役
2009年10月　当社取締役
2012年６月　当社専務取締役情報戦略室長
2014年６月　当社代表取締役副社長
2017年６月　株式会社エフエスユニマネジメント代表取締役会長
2021年６月　当社代表取締役社長（現任）
2021年11月　当社経営企画部長

取締役候補者とした理由

同氏は医療消耗品の院内物流及び情報システムをはじめ、業界及び経営全般に豊富な知見及び経営実績を有しております。今後もグループ業績の向上、受託先拡大、業務改善、他事業部とのシナジー効果の創出を通じて更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

所有する当社の株式の数

1,200株

3 小西 賢三（こにし けんぞう） 1957年7月9日生

再 任

略歴、地位、担当

1980年４月　小西医療器株式会社入社
1991年４月　同社取締役
1996年８月　同社常務取締役
1997年10月　同社代表取締役社長
2007年８月　同社取締役会長
2007年９月　小西共和ホールディング株式会社（2020年10月１日小西医療器株式会社に吸収合併）代表取締役CEO
2010年９月　同社代表取締役CEO兼COO
2016年６月　同社代表取締役会長（現任）
当社代表取締役副会長（現任）
2021年11月　当社MSP事業部門長（現任）

重要な兼職の状況

小西医療器株式会社代表取締役会長

所有する当社の株式の数

1,592,000株

取締役候補者とした理由

同氏は創業約80年の歴史を持つ小西医療器株式会社における豊富な経営経験、業界に対する深い知見と人脈を有しております。今後も当社グループ全体のシナジー効果の創出、更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

4 小川 宏隆（おがわ ひろたか） 1958年１月14日生

再 任

略歴、地位、担当

1992年11月　グリーンホスピタルサプライ株式会社（2002年３月31日当社へ吸収合併）入社、取締役
1993年１月　株式会社シップコーポレーション（現当社）入社、取締役コンサルタント部長
2004年４月　当社専務取締役経営企画室長
2008年４月　当社専務取締役管理本部長
2009年４月　当社専務取締役管理本部長兼情報システム統括部長
2009年10月　当社取締役経営管理室長
2012年６月　当社取締役副社長兼経営管理室長
2014年６月　当社代表取締役社長
2021年６月　当社代表取締役副会長（現任）
2021年11月　当社TPP事業部門長（現任）
2023年７月　当社海外事業部門長（現任）

重要な兼職の状況

大阪重粒子線施設管理株式会社代表取締役社長

所有する当社の株式の数

663,000株

取締役候補者とした理由

同氏は経営企画室長、管理本部長、情報システム統括部長、経営管理室長、副社長、代表取締役社長を歴任し、業界及び経営全般に豊富な見識、職務経験を有しております。今後もグループの業績向上、更なる発展を牽引していくことが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

5 横山 裕司（よこやま ひろし） 1958年４月８日生

再 任

略歴、地位、担当

1993年１月　株式会社シップコーポレーション（現当社）入社
1997年６月　当社取締役メディカルイメージング事業部大阪営業部長
2001年４月　富士フイルムメディカル西日本株式会社（現富士フイルムメディカル株式会社）入社
2007年９月　当社入社経営企画室担当部長
2008年６月　当社取締役経営企画室長
2014年６月　当社常務取締役経営企画室長
2016年６月　当社常務取締役秘書室長
2019年６月　当社専務取締役秘書室長（現任）
2021年11月　当社人財開発本部長

重要な兼職の状況

株式会社エス・ティ・ケー代表取締役社長

所有する当社の株式の数

201,000株

取締役候補者とした理由

同氏は経営企画室長、総務部長並びに秘書室長としてのグループガバナンス、IR、PR、人財開発等について豊富な経験及び知見を有しております。今後も、バランスあるグループ成長、開かれた外部との窓口、継続した人財育成を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

6 海野 眞史（うみの あつし） 1964年10月23日生

再 任

略歴、地位、担当

1983年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2009年４月　同行枚方法人営業部部長
2011年４月　同行新大阪法人営業部部長
2013年４月　同行京都法人営業第二部部長
2015年４月　同行梅田法人営業第二部部長
2018年５月　当社入社
2019年６月　当社執行役員
グリーンホスピタルサプライ株式会社取締役
2020年６月　同社常務取締役
当社取締役
2021年11月　当社営業戦略本部長（現任）
2022年６月　当社常務取締役（現任）
2023年７月　当社FD事業部門長（現任）

所有する当社の株式の数

— 株

取締役候補者とした理由

同氏は金融、事業連携、営業推進、M&A等横断的かつ専門的な知識・経験等を有しております。これらを当社の経営に活かし、グループ全体のシナジー効果の創出を通じて更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

7 安田 芳郎（やすだ よしお） 1960年12月1日生

再 任

略歴、地位、担当

1984年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2007年７月　同行十三支店支店長
2011年５月　同行ローン業務開発部長
2012年８月　株式会社エフエスユニマネジメント入社管理本部部長
2019年６月　山田医療照明株式会社取締役
2020年４月　株式会社セントラルユニ常務取締役管理本部長
　　株式会社エフエスユニ常務取締役
2021年11月　当社執行役員管理本部長
2023年６月　当社取締役管理本部長（現任）

所有する当社の株式の数

— 株

取締役候補者とした理由

同氏は金融、会計、コーポレートガバナンス、法務等に関する豊富な知見を有しております。これらの知識・経験等を活かしたグループ全体のコーポレートガバナンス・管理体制の強化、効率化を通じて、グループの更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き選任をお願いするものであります。

8 佐野 精一郎（さの せいいちろう） 1952年11月20日生

再 任　社外取締役　独立役員

略歴、地位、担当

1977年４月　三洋電機株式会社入社
2005年４月　同社執行役員
2007年４月　同社社長執行役員
2007年６月　同社代表取締役社長
2011年４月　パナソニック株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）専務役員
2012年６月　同社常任監査役
2016年６月　同社顧問
2017年６月　当社取締役（現任）

所有する当社の株式の数

— 株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は三洋電機株式会社代表取締役社長、パナソニック株式会社の専務役員、常任監査役、顧問を歴任し、経営に対する深い見識と豊富な経験を有しております。その知識・経験等を当社の経営に活かすとともに、公正・中立の立場から経営に参画いただきたいため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

9 今別府 敏雄（いまべっぷ としお） 1956年7月13日生

再 任　社外取締役　独立役員

略歴、地位、担当

1981年４月　厚生省（現厚生労働省）入省
2002年８月　内閣参事官
2004年７月　厚生労働省保険課長
2008年７月　厚生労働省会計課長
2013年７月　厚生労働省医薬食品局長
2014年７月　厚生労働省政策統括官
2015年10月　退官
2016年６月　SOMPOリスクマネジメント株式会社顧問
2019年６月　当社取締役（現任）
2022年６月　一般財団法人日本再生医療協会理事長（現任）
公益財団法人柔道整復研修試験財団代表理事（現任）
2024年３月　シンバイオ製薬株式会社社外取締役（現任）

所有する当社の株式の数

― 株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は直接企業経営に関与された経験はございませんが、厚生労働省医薬食品局長、政策統括官を歴任し、社会保障をはじめとする専門的知識・経験を有しております。その知識・経験等を当社の経営に活かすとともに、公正・中立の立場から経営に参画いただきたいため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

10 伊藤 文代（いとう ふみよ） 1957年8月3日生

再 任　社外取締役　独立役員

略歴、地位、担当

1979年４月　国立京都病院（現独立行政法人国立病院機構京都医療センター）入職
2006年４月　独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック看護専門職
2008年４月　厚生労働省医政局国立病院課看護専門官
2009年４月　独立行政法人国立病院機構本部医療部サービス安全課長
2011年４月　独立行政法人国立循環器病研究センター看護部長
2016年４月　独立行政法人国立病院機構大阪医療センター看護部長
2019年３月　独立行政法人国立病院機構大阪医療センター退職
2019年４月　洛和会ヘルスケアシステム入職
洛和会本部採用教育課部長
2019年６月　当社取締役（現任）
2020年４月　洛和会TQM支援センター部長（現任）

所有する当社の株式の数

― 株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は直接企業経営に関与された経験はございませんが、厚生労働省医政局国立病院課看護専門官、独立行政法人国立循環器病研究センター看護部長、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター看護部長を歴任し、看護管理者としての深い見識と豊富な経験を有しております。その知識・経験等を当社の経営に活かすとともに、公正・中立の立場から経営に参画いただきたいため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

11 西尾（にしお） 信也（しんや） 1957年6月5日生

再 任　社外取締役　独立役員

略歴、地位、担当

1981年４月	大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社
2005年４月	同社執行役員
2010年４月	同社常務取締役大阪支店長
2012年４月	同社専務取締役大阪法人担当
2016年６月	同社取締役兼執行役副社長 大和証券株式会社代表取締役副社長
2018年４月	株式会社大和証券グループ本社取締役 株式会社大和インベストメント・マネジメント代表取締役社長
2021年４月	大和企業投資株式会社常勤顧問 大和PIパートナーズ株式会社常勤顧問
2021年６月	当社取締役（現任）
2022年４月	株式会社大和インベストメント・マネジメントシニアアドバイザー
2022年６月	株式会社鳥取銀行社外取締役（現任）

所有する当社の株式の数

— 株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は大和証券株式会社の代表取締役副社長等を歴任し、金融・証券業界における専門的知識と豊富な経験を有しております。その知識・経験等を当社の経営に活かすとともに、公正・中立の立場から経営に参画いただきたいため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はございません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2025年３月31日現在の株式数を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の３に規定される役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、取締役の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代及び西尾信也は社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
5. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
(1) 社外取締役候補者の独立性について
① 佐野精一郎の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって８年、今別府敏雄及び伊藤文代の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって６年、西尾信也の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって４年であります。
② 佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代及び西尾信也は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
③ 佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代及び西尾信也は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
④ 佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代及び西尾信也は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
⑤ 佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代及び西尾信也は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
(2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について
該当事実はございません。
(3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外取締役候補者である佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代及び西尾信也は当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本総会において各氏の再選が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
その契約内容は以下のとおりであります。
・社外取締役として任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第３号議案　監査役４名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役４名が任期満了となりますので、改めて監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	当社における地位	取締役会出席状況
1	再任　社外監査役　独立役員	水島藤一郎（みずしま とういちろう）	監査役	100% (10回/10回)
2	再任	戸田成重（とだ なるしげ）	監査役	100% (13回/13回)
3	再任　社外監査役　独立役員	南浩一（みなみ こういち）	監査役	100% (13回/13回)
4	再任　社外監査役　独立役員	佐野信行（さの のぶゆき）	監査役	100% (13回/13回)

1 水島 藤一郎（みずしま とういちろう） 1947年２月23日生

再 任　社外監査役　独立役員

略歴、地位

1969年４月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1997年６月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役法人部長
2000年６月　同行常務取締役兼常務執行役員
2001年４月　株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員
2003年６月　同行専務取締役兼専務執行役員
2004年４月　同行副頭取兼副頭取執行役員
2005年６月　同行顧問
2005年10月　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長
2013年１月　日本年金機構理事長
2024年１月　日本年金機構顧問（現任）
　　TMI総合法律事務所顧問（現任）
2024年４月　独立行政法人地域医療機能推進機構顧問（現任）
2024年６月　当社監査役（現任）

所有する当社の株式の数
1,000株

社外監査役候補者とした理由

同氏は株式会社三井住友銀行の副頭取兼副頭取執行役員及び日本年金機構理事長を歴任し、専門的な金融知識・経験等を有しており、その知識・経験等を当社の経営に活かすとともに、公正・中立な立場から経営を監査いただきたいため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

2 戸田 成重（とだ なるしげ） 1957年１月25日生

再 任

略歴、地位

1980年４月　テルモ株式会社入社
2001年７月　同社カテーテル事業販売部長兼マーケティング部長
2002年７月　同社カテーテル事業プレジデント
2003年４月　同社PD/DM事業プレジデント
2008年１月　同社北海道・東北ブロック長
2009年６月　同社執行役員営業統轄部統轄
2012年６月　同社上席執行役員
2017年４月　オリンパステルモバイオマテリアル株式会社取締役副社長
2019年３月　同社退社
2019年10月　当社入社 会長付顧問
2020年10月　当社会長補佐
2021年６月　当社監査役（現任）

所有する当社の株式の数
― 株

監査役候補者とした理由

同氏は、テルモ株式会社の上席執行役員を歴任し、経営及び医療・製造分野において幅広い知識を有しており、その知識・経験等を当社グループの監査に活かしていただきたいため、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。

3 南（みなみ） 浩一（こういち） 1955年３月21日生

再 任　社外監査役　独立役員

略歴、地位

1977年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2011年４月　同行取締役兼専務執行役員
2013年６月　株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役
株式会社三井住友銀行監査役
2016年６月　京阪神ビルディング株式会社代表取締役社長
2022年６月　同社取締役会長（現任）
2023年６月　当社監査役（現任）

所有する当社の株式の数
― 株

社外監査役候補者とした理由

同氏は株式会社三井住友銀行の取締役兼専務執行役員及び株式会社三井住友フィナンシャルグループの常任監査役を歴任し、専門的な金融知識・経験等を有しており、その知識・経験等を当社の経営に活かすとともに、公正・中立な立場から経営を監査いただきたいため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

4 佐野（さの） 信行（のぶゆき） 1971年12月13日生

再 任　社外監査役　独立役員

略歴、地位

1998年10月　会計士補登録、朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2003年３月　公認会計士登録
2005年１月　佐野公認会計士事務所設立
2005年11月　株式会社グローバル・コーポレート・コンサルティング設立、取締役
2006年６月　税理士登録
2008年８月　税理士法人グローバル・コーポレート・コンサルティング（現税理士法人GCC）設立、代表社員（現任）
2016年４月　株式会社グローバル・コーポレート・コンサルティング代表取締役（現任）
2021年６月　当社監査役（現任）

所有する当社の株式の数
― 株

社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に相当程度の知見を有しており、その専門的な知識・経験等を当社の経営に活かすとともに、公正・中立の立場から経営を監査いただきたいため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はございません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2025年３月31日現在の株式数を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の３に規定される役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、監査役の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 水島藤一郎、南浩一及び佐野信行は社外監査役の候補者であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
5. 社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について
(1) 社外監査役候補者の独立性について
① 水島藤一郎の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって１年、南浩一の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって２年、佐野信行の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって４年であります。
② 水島藤一郎及び佐野信行は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
③ 南浩一は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではありませんが、過去10年間に当社の特定関係事業者である株式会社三井住友銀行の監査役でありました。
④ 水島藤一郎、南浩一及び佐野信行は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
⑤ 水島藤一郎、南浩一及び佐野信行は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
⑥ 水島藤一郎、南浩一及び佐野信行は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
(2) 在任中に不正な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止及び発生後の対応について
該当事実はございません。
(3) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより、社外監査役候補者である水島藤一郎、南浩一及び佐野信行は当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本総会において各氏の再選が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
その契約内容は以下のとおりであります。
・社外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月29日開催の第29期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間35,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額60百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は8名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は７名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1)　対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)　対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)　当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)　当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)　当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7)　上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は、2021年５月11日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年3月31日時点）に占める割合は0.03％とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

取締役及び監査役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

地　位	氏　名		当社が特に期待する分野（最大３つ）						
			企業経営	業界知見 医療政策	営業・ マーケティング	財務・会計	IT・ テクノロジー	人事・ 人材開発	法務・ リスク管理・ コンプライアンス
取締役	古川　國久		●	●	●				
	大橋　　太		●	●			●		
	小西　賢三		●	●	●				
	小川　宏隆		●	●		●			
	横山　裕司			●				●	●
	海野　眞史			●	●	●			
	安田　芳郎					●	●		●
	佐野　精一郎	社外	●					●	
	今別府　敏雄	社外		●					●
	伊藤　文代	社外		●				●	
	西尾　信也	社外	●			●			●
監査役	水島　藤一郎	社外	●			●			●
	戸田　成重			●	●				●
	南　　浩一	社外	●			●			●
	佐野　信行	社外	●			●			●

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、インフレの継続や円安進行による消費者物価上昇の影響は大きく、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの属する医療業界では、診療・介護報酬の同時改定に始まり、第８次医療計画や第４期医療費適正化計画、医師の働き方改革等、様々な施策がスタートしており、引き続き効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築が求められております。加えて、インフレ経済による人件費や材料費等あらゆる医業費用が高騰する中で、病院経営は近年になく非常に厳しい状況にあります。

このような状況の下、当社グループにおきましては、大学附属病院を中心にトータルパックプロデュース事業の大型プロジェクト案件が堅調に推移したこと等により、グループ全体として前年を上回る結果となりました。一方で、トータルパックプロデュース事業及びメディカルサプライ事業におきましては、病院経営環境の厳しさにより医療機器更新時期の先延ばしが例年より顕著になる等、短期案件を中心に当初計画を下回る結果となりました。

また、当期は中期経営計画「SHIP VISION 2024」の最終年度にあたり、当初掲げた４つの重点施策「コア事業の更なる高成長」「積極的なバリューの拡大」「機能強化戦略」「サステナビリティに対する取組み」について、引き続き推進してまいりました。特に「生命を守る人の環境づくり」を軸とした「人々がより良く生きる環境づくり」へのバリューの拡大や、Well-Beingをはじめとする新規ビジネスの創出、グループ再編統合の推進、株主還元の拡大等により、企業価値・株主価値の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は678,229百万円（前連結会計年度比7.5％増）、営業利益は24,779百万円（前連結会計年度比1.0％増）、経常利益は26,023百万円（前連結会計年度比3.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15,128百万円（前連結会計年度比9.6％増）となりました。

なお、前連結会計年度において企業結合に係る暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定したため、前連結会計年度との比較・分析にあたっては、暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。

当期の期末配当につきましては、１株につき58円を配当することをお諮りさせていただきたいと存じます。株主の皆様のご理解に感謝いたしますとともに、今後とも安定配当の継続を基本方針に考えております。

トータルパックプロデュース事業

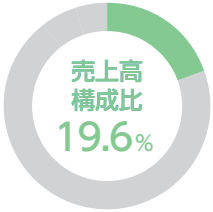

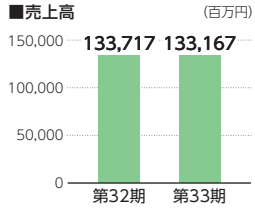

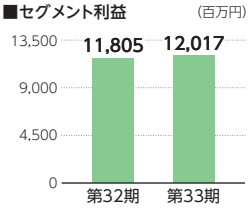

トータルパックプロデュース事業におきましては、大学附属病院を中心に複数の大型プロジェクト案件を予定通り遂行したことや、新しい形態のプロジェクトであるシニア向け分譲マンション販売を完遂したこと、医療情報系ソリューションビジネスが好調であったこと、重粒子線がん治療施設においては2022年４月及び2024年６月に保険適用が拡大した部位における治療件数が増加したこと等により増益となりました。

以上の結果、売上高は133,167百万円（前連結会計年度比0.4％減）、セグメント利益（営業利益）は12,017百万円（前連結会計年度比1.8％増）となりました。

メディカルサプライ事業

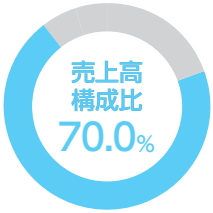

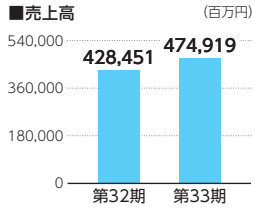

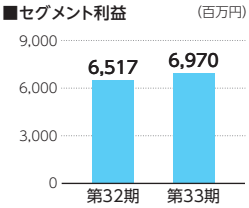

メディカルサプライ事業におきましては、新規ＳＰＤ受託施設及び将来の物流構想に対する設備投資に伴う先行費用の増加や、原材料価格及び人件費高騰の影響等がありましたが、当初計画以上に複数の新規大型ＳＰＤ受託施設が稼働開始したことや、前第４四半期にグループ参画した整形外科ディーラーの業績が当期は通年で寄与したこと等により増収増益となりました。また、2024年10月１日付で事業内５社の再編統合を実施いたしました。

以上の結果、売上高は474,919百万円（前連結会計年度比10.8％増）、セグメント利益（営業利益）は6,970百万円（前連結会計年度比6.9％増）となりました。

ライフケア事業

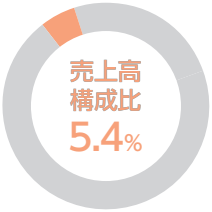

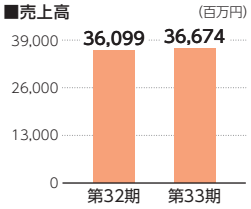

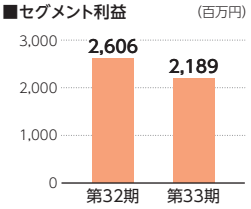

ライフケア事業におきましては、食事提供サービスでは事業の戦略的な再構築や価格転嫁が進んだこと等により、コメをはじめとする食材価格の高騰を乗り越えて堅調に推移いたしました。一方で、介護サービスでは株式会社チャーム・ケア・コーポレーションとのコラボレーション案件である「グリーンライフ仲池上（123床・2024年７月新規施設オープン)」における先行費用を計上したことや光熱費の高騰等によりライフケア事業全体としては減益となりました。また、2025年１月１日付で事業内２社の再編統合を実施いたしました。

以上の結果、売上高は36,674百万円（前連結会計年度比1.6％増)、セグメント利益（営業利益）は2,189百万円（前連結会計年度比16.0％減）となりました。

調剤薬局事業

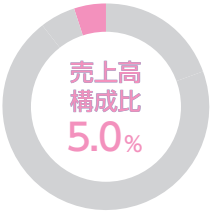

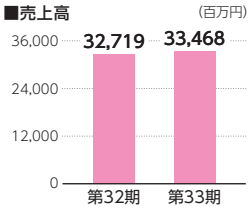

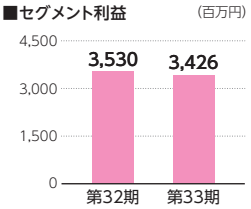

調剤薬局事業におきましては、新規出店及び小規模なＭ＆Ａ等により増収となりましたが、薬価改定や仕入価格上昇等が影響し減益となりました。

以上の結果、売上高は33,468百万円（前連結会計年度比2.3％増)、セグメント利益（営業利益）は3,426百万円（前連結会計年度比2.9％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4,449百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

キングラン・メディケア株式会社 (トータルパックプロデュース事業)	その他(有形固定資産)	709百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、企業集団の借入金が20,589百万円減少し、当連結会計年度末の借入金残高は37,341百万円となりました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度における他の会社の株式等の取得又は処分の状況のうち、重要なものは以下のとおりであります。

2024年５月に当社が、メディカルサプライ事業を行う株式会社ライトテックの株式600株を追加取得し、完全子会社化いたしました。

2024年９月に当社の連結子会社であるシップヘルスケアファーマシー東日本株式会社が、調剤薬局事業を行う株式会社MONAKAの株式100株を取得し、完全子会社化いたしました。

2025年３月に当社の連結子会社であるグリーンホスピタルサプライ株式会社が、保有する株式会社アゴラジャパンの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、医療関連法規制の変化や市場そのものの質的変化によりもたらされる新たな概念やシステムに、短期間でどのように取り組み対処していくかが重要な課題であります。

① トータルパックプロデュース事業

日々進化する医療技術に対応する機器やシステムに関するコンサルティング能力の向上を図るとともに、既存病院の新築・増築案件や統廃合等の機能集約に対する需要増加に対応するための人材の投入及び育成が重要な課題であります。併せて、長期管理体制を必要とされるプロジェクト案件に対する適正なチーム配置と、既存の固定得意先の機器更新に関する効率的な体制づくりも重要な課題であります。また、継続した成長のための海外展開・医療施設への投資や運営など、新規事業の開発及び収益化・これに伴うリスクマネジメントも重要な課題であります。

② メディカルサプライ事業

病院経営の経営改善策の模索から、診療材料の納入価格引下げの要求は厳しさを増しており、同業他社との価格競争も激化し、利益確保は困難な状況が続いております。また、病院内で使用される診療材料は、膨大な数に上ることからこれらの管理体制と仕組みづくりが重要な課題であります。

③ ライフケア事業

老人ホーム・グループホーム等の運営に関しましては、他社施設との差別化を図りながら各施設の入居者獲得に注力していくことが重要な課題であります。また、新規投資をいかに効率的に実践していくかも重要な課題であります。

④ 調剤薬局事業

研修教育機能の強化による薬剤師の政策的確保を行ってまいります。また、薬価改定を見据えた業務展開に注力すること、新店舗の効率的な出店を実施することが重要な課題であります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区　分 ＼ 期　別	第30期 2022年３月期	第31期 2023年３月期	第32期 2024年３月期	第33期(当連結会計年度) 2025年３月期
売上高(百万円)	514,353	572,285	630,988	678,229
経常利益(百万円)	21,287	20,607	25,219	26,023
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	12,172	12,063	13,799	15,128
１株当たり当期純利益(円)	129.01	127.85	146.26	160.34
総資産(百万円)	335,074	381,977	387,562	381,702
純資産(百万円)	122,318	131,115	142,226	150,280

(注) 1. 第30期は、トータルパックプロデュース事業において例年と比べ小型のプロジェクト案件が多いこと、また、メーカー系については電子部品及び樹脂ビニール系製品の入手困難な事態となり、新規契約を一時的に延期せざるを得ない事態となったこと、感染症対策商品需要の反動減の影響があったこと等により減益となりました。
2. 第31期は、トータルパックプロデュース事業のプロジェクト案件の完成及び新規受注、メディカルサプライ事業の新規ＳＰＤ受託施設の稼働等が堅調に推移した一方、エネルギー価格や原材料価格高騰の影響を受け減益となりました。
3. 第32期は、トータルパックプロデュース事業においてミャンマーの政情不安等の影響を受けましたが、結果として各セグメントの業績は堅調に推移いたしました。なお、第32期については、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。
4. 第33期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

■売上高

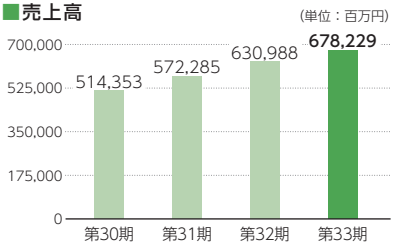

■経常利益

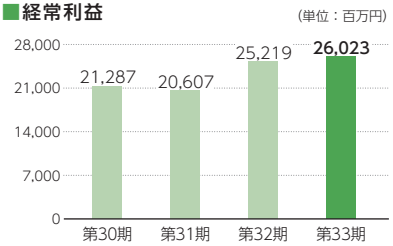

■親会社株主に帰属する当期純利益

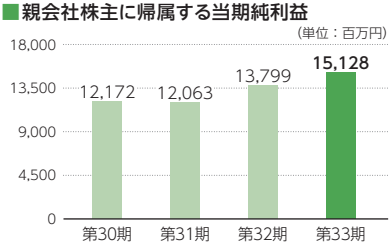

■1株当たり当期純利益

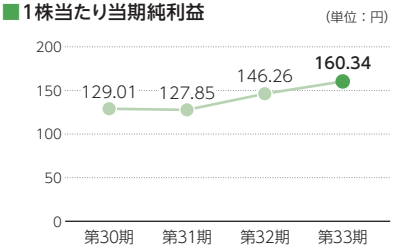

■総資産

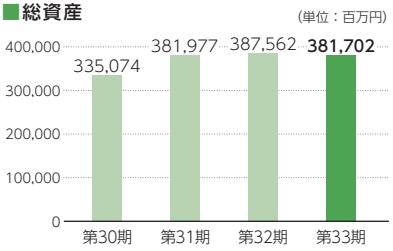

■純資産

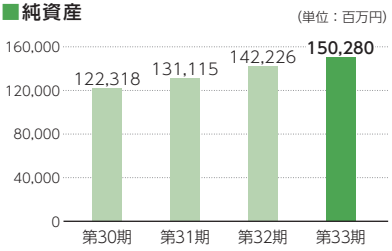

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年３月31日現在）

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
グリーンホスピタルサプライ株式会社	百万円 90	% 100.0	医療機関等に対するコンサルティング、医療機器・医療設備・診療材料・医療消耗品等の販売
株式会社セントラルユニ	90	100.0	医療設備機器製造及び販売
セイコーメディカル株式会社	30	100.0	医療機器、診療材料、医療用フィルム、医用画像システム、理化学、環境機器、介護福祉機器・用品等の販売及び賃貸
キングラン株式会社	100	98.0	医療・介護施設向けカーテン貸与及びメンテナンス
酒井医療株式会社	90	100.0	医療・福祉機器の製造及び販売
株式会社エフエスユニマネジメント	30	100.0	医療消耗品の搬送及び在庫管理
小西医療器株式会社	50	100.0	医療機器・診療材料の販売
グリーンファーマシー株式会社	10	100.0 (33.3)	調剤薬局の運営
シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	10	100.0 (0.0)	調剤薬局の運営 サービス付き高齢者向け住宅等の運営等
グリーンライフ株式会社	50	100.0 (100.0)	老人ホーム・グループホーム等の運営
シップヘルスケアフード株式会社	10	100.0	医療、福祉施設等への食事提供サービス

(注) 1．議決権比率欄の（　）は、間接保有分の比率で内数であります。
2．シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社は、事業年度末日後の2025年４月１日付でグリーンファーマシー株式会社他４社と合併し、シップヘルスケアファーマシー株式会社に商号変更いたしました。

上記②の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は57社、持分法適用会社は３社であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8)主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、医療、保健、福祉、介護、サービスの領域において、トータルパックプロデュース事業（医療機器及び医療設備等の一括受注販売及びメンテナンス、医療・保健・福祉・介護施設等に関するコンサルティング、医療機関等に対する不動産賃貸等）、メディカルサプライ事業（診療材料・医療機器等の販売・管理受託）、ライフケア事業（老人ホーム・グループホーム等の運営及び医療・福祉施設向け食事提供サービス等）、調剤薬局事業（調剤薬局の運営）を展開しております。

主要な商品等は、次のとおりであります。

事　業	主　要　商　品　等
トータルパックプロデュース事業	画像診断システム（CT、MRI装置他）、生体現象計測・監視システム（内視鏡、血圧計、心電計、モニタ他）、医用検体検査機器（臨床化学分析装置、血清検査装置、尿検査装置他）、施設用機器（滅菌器、消毒器、手術台、治療台他）、生体機能補助・代行機器（透析器、人工呼吸器、酸素供給装置他）、治療用・手術用機器（低周波治療器、光線治療器、電気及び超音波手術器、手術用顕微鏡他）、医療施設等の建築内装及び医療設備工事、医療ガス供給設備工事、手術室関連設備工事、ICUウォール工事、病室ウォール工事、湿潤器、吸引器、医療ガス供給設備製品、手術室関連設備製品、ICUウォール製品、病室ウォール製品、医療情報システム製品、手術用照明灯、リハビリ機器、特殊浴槽、不動産賃貸、医療観光サービス、病院運営、理化学・環境機器、動物病院の運営、セキュリティサポート事業、建物総合管理、医療・介護施設向けカーテンリース・販売事業、清掃事業、リフォーム事業、福祉車両販売事業等
メディカルサプライ事業	画像診断用エックス線関連用品（医用写真フィルム、造影剤注入装置、撮影用品他）、処置用機器（血管診断用・処置用チューブ・カテーテル、採血・輸血用品、注射器、手術用不織布他）、生体機能補助・代行機器（人工関節、心臓ペースメーカー、ステント、血液回路、人工心肺装置他）、鋼製器具（整形外科手術用品他）、衛生材料用品（不織布ガーゼ、手術用手袋他）、物品管理システム、ユニ・オムニセル、医療消耗品の搬送及び在庫管理受託業務、医療設備保守受託業務等
ライフケア事業	老人ホーム・グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の運営、医療・福祉施設向け食事提供サービス業務、デイサービス・パワーリハビリ施設の運営及び支援業務等
調剤薬局事業	調剤薬局の運営等

(9)主要な事業所（2025年３月31日現在）

① 当社

本　　社　大阪府吹田市春日３丁目20番８号

② 重要な子会社

グリーンホスピタルサプライ株式会社	(大阪府吹田市)
株式会社セントラルユニ	(東京都千代田区)
セイコーメディカル株式会社	(和歌山県和歌山市)
キングラン株式会社	(東京都千代田区)
酒井医療株式会社	(東京都新宿区)
株式会社エフエスユニマネジメント	(東京都港区)
小西医療器株式会社	(大阪市中央区)
グリーンファーマシー株式会社	(大阪府吹田市)
シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社	(仙台市泉区)
グリーンライフ株式会社	(大阪府吹田市)
シップヘルスケアフード株式会社	(大阪府吹田市)

（注）シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社は、事業年度末日後の2025年４月１日付でグリーンファーマシー株式会社他４社と合併し、シップヘルスケアファーマシー株式会社に商号変更いたしました。本社所在地は、仙台市泉区であります。

(10)従業員の状況（2025年３月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,805名（8,982名）	12名増　（13名減）

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(11)主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	17,141 百万円
株式会社みずほ銀行	9,312
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,678
株式会社りそな銀行	1,953
株式会社日本政策金融公庫	1,938

2. 会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 128,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 101,669,400株
（自己株式 7,319,266株を含む）

(3) 株主数 …… 4,104名
（前期末比 42名減）

(4) 上位10名の株主

■（ご参考）所有者別株式分布状況(株式数比率)

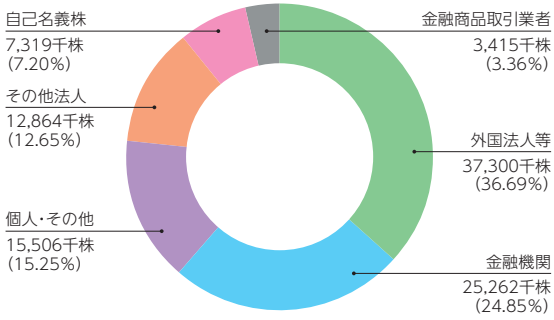

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,257 千株	12.99 %
株式会社コッコー	7,977	8.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,996	7.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,979	6.34
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,405	3.61
春日興産合同会社	2,800	2.97
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,512	2.66
古川幸一郎	2,460	2.61
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	2,148	2.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,109	2.24

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、自己株式 7,319,266株を保有しておりますが、上記上位10名からは除外しております。

3. 会社役員に関する事項（2025年３月31日現在）

(1)取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	古　川　　國　久	—
代表取締役副会長	小　西　　賢　三	ＭＳＰ事業部門長 小西医療器株式会社代表取締役会長
代表取締役副会長	小　川　　宏　隆	ＴＰＰ事業部門長 兼 海外事業部門長 大阪重粒子線施設管理株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	大　橋　　太	—
専務取締役	横　山　　裕　司	秘書室長 株式会社エス・ティ・ケー代表取締役社長
常務取締役	海　野　　眞　史	営業戦略本部長 兼 ＦＤ事業部門長
取締役	島　田　　正　司	—
取締役	安　田　　芳　郎	管理本部長
取締役	佐　野　　精一郎	—
取締役	今別府　　敏　雄	—
取締役	伊　藤　　文　代	—
取締役	西　尾　　信　也	—

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
監　　査　　役	戸　田　　成　重	―
監　　査　　役	佐　野　　信　行	―
監　　査　　役	南　　浩　一	―
監　　査　　役	水　島　　藤一郎	―

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
監査役大山博康は、2024年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
水島藤一郎は、2024年６月27日開催の定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役のうち佐野精一郎、今別府敏雄、伊藤文代及び西尾信也は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
監査役佐野信行、南浩一及び水島藤一郎は、社外監査役であります。
3. 監査役佐野信行は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の３に規定される役員等賠償責任保険契約を締結し、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役及び監査役の報酬等の決定方針を定めており、概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、優秀な人材を確保し、株主の長期的利益に連動するとともに、企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公平かつバランスのとれたものとすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬並びに非金銭報酬等により構成し、社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。ただし、兼任する会社からの報酬が支給される場合には、当社からの報酬を支払わないことがあります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年６月29日であり、取締役の報酬額を年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）とすることを決議しております。なお、決議の対象とされていた取締役の員数は13名（うち社外取締役４名）となります。

また、当社の監査役の報酬などに関する株主総会の決議年月日は2021年６月29日であり、監査役の報酬額を年額60百万円以内とすることを決議しております。なお、決議の対象とされていた監査役の員数は４名（うち社外監査役３名）となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、報酬諮問委員会による審議を経て、社外取締役に意見を求めた上で、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長古川國久が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役会長は報酬諮問委員会の審議及び社外取締役の意見を踏まえて個人別の報酬額を決定するものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、代表取締役会長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	281 （44）	281 （44）	－ （－）	－ （－）	12 （4）
監査役 （うち社外監査役）	39 （24）	39 （24）	－ （－）	－ （－）	5 （4）

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**259,457**
現金及び預金	77,502
受取手形	1,065
売掛金	132,758
電子記録債権	6,236
リース投資資産	2,508
商品及び製品	23,575
仕掛品	3,363
原材料及び貯蔵品	1,920
短期貸付金	1,694
その他	8,863
貸倒引当金	△31
固定資産	**122,245**
有形固定資産	**58,960**
建物及び構築物	21,529
機械装置及び運搬具	3,402
土地	18,162
賃貸不動産	8,080
建設仮勘定	976
その他	6,808
無形固定資産	**12,731**
のれん	7,414
その他	5,316
投資その他の資産	**50,553**
投資有価証券	29,381
長期貸付金	10,351
退職給付に係る資産	1,070
繰延税金資産	4,140
破産更生債権等	57
差入保証金	5,394
その他	3,393
貸倒引当金	△3,236
資産合計	**381,702**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**188,013**
支払手形及び買掛金	121,667
電子記録債務	35,470
短期借入金	698
1年内返済予定の長期借入金	6,022
未払法人税等	5,932
賞与引当金	3,135
その他	15,086
固定負債	**43,408**
長期借入金	30,620
退職給付に係る負債	3,531
繰延税金負債	3,111
資産除去債務	1,190
その他	4,953
負債合計	**231,421**
（純資産の部）	
株主資本	**144,008**
資本金	**15,553**
資本剰余金	**23,575**
利益剰余金	**120,407**
自己株式	**△15,527**
その他の包括利益累計額	**5,068**
その他有価証券評価差額金	**5,182**
繰延ヘッジ損益	**2**
為替換算調整勘定	**△215**
退職給付に係る調整累計額	**99**
非支配株主持分	**1,203**
純資産合計	**150,280**
負債純資産合計	**381,702**

連結損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**678,229**
売上原価		**611,486**
売上総利益		**66,743**
販売費及び一般管理費		**41,964**
営業利益		**24,779**
営業外収益		
受取利息	319	
受取配当金	271	
持分法による投資利益	1,091	
貸倒引当金戻入額	12	
その他	435	2,131
営業外費用		
支払利息	499	
為替差損	244	
貸倒引当金繰入額	0	
支払手数料	32	
その他	111	887
経常利益		**26,023**
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	79	
貸倒引当金戻入額	1,600	
補助金収入	353	
その他	37	2,079
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	63	
関係会社株式売却損	0	
減損損失	409	
貸倒引当金繰入額	3,070	
その他	223	3,775
税金等調整前当期純利益		**24,328**
法人税、住民税及び事業税	9,780	
法人税等調整額	△427	9,353
当期純利益		**14,974**
非支配株主に帰属する当期純損失		**153**
親会社株主に帰属する当期純利益		**15,128**

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**5,616**
現金及び預金	4,082
前払費用	172
その他	1,361
固定資産	**109,661**
有形固定資産	**28**
建物	10
工具、器具及び備品	17
無形固定資産	**105**
ソフトウエア	105
その他	0
投資その他の資産	**109,527**
投資有価証券	9,458
関係会社株式	89,784
関係会社長期貸付金	9,808
長期前払費用	5
その他	470
資産合計	**115,277**

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**34,579**
未払金	91
未払費用	30
未払法人税等	132
預り金	16
関係会社預り金	32,160
賞与引当金	23
1年内返済予定の長期借入金	2,071
その他	54
固定負債	**23,376**
長期借入金	22,857
長期未払金	40
繰延税金負債	478
負債合計	**57,956**
（純資産の部）	
株主資本	**56,199**
資本金	**15,553**
資本剰余金	**23,745**
資本準備金	19,839
その他資本剰余金	3,906
利益剰余金	**32,427**
その他利益剰余金	32,427
別途積立金	2,300
オープンイノベーション促進税制積立金	99
繰越利益剰余金	30,028
自己株式	**△15,527**
評価・換算差額等	**1,121**
その他有価証券評価差額金	**1,121**
純資産合計	**57,321**
負債純資産合計	**115,277**

損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
営業収益		**7,815**
営業費用		**1,717**
営業利益		**6,097**
営業外収益		
受取利息	35	
有価証券利息	5	
受取配当金	110	
業務受託料	3	
その他	2	157
営業外費用		
支払利息	287	
支払手数料	1	
投資事業組合運用損	26	
その他	0	316
経常利益		**5,938**
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	109	
その他	0	110
税引前当期純利益		**5,827**
法人税、住民税及び事業税	134	
法人税等調整額	△36	97
当期純利益		**5,729**

独立監査人の監査報告書

2025年５月12日

シップヘルスケアホールディングス株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　　豊

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　城　戸　達　哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、シップヘルスケアホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シップヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2025年５月12日

シップヘルスケアホールディングス株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　　豊

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　城　戸　達　哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、シップヘルスケアホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月13日

シップヘルスケアホールディングス株式会社監査役会

常勤監査役 戸 田 成 重 ㊞

監 査 役 （社外監査役） 佐 野 信 行 ㊞

監 査 役 （社外監査役） 南 浩 一 ㊞

監 査 役 （社外監査役） 水 島 藤一郎 ㊞

以 上

「ONE SHIP」マーク

追い風を受け前進する帆を表したSのかたちは、
いかなる時でも目標を目指し航海をつづける
SHIP理念を表象しています。

「ONE SHIP」は、
社会要請という強い風を受け、
ヘルスケアの未来という光を映しながら
社会の荒波を航海する一艘の船を表しており、
シップヘルスケアグループの結束を象徴しています。

シップヘルスケアグループ
医療従事者様サポートマーク

医療従事者の皆様に寄り添う意志を表す[プラス]のかたち、
医療従事者の皆様への感謝の意志を表す[ハート]のかたち、
医療従事者の皆様を支える強い意志を表す[!]のかたち。

それらを組み合わせたオリジナルマークは、
いかなる時でも医療従事者の皆様をサポートするという、
シップヘルスケアグループの思いを表象し、
医療従事者の皆様への感謝を視覚的に伝えるためのマークです。

株主総会会場ご案内図

会 場

大阪府豊中市新千里東町2−1−D−1号
千里阪急ホテル 西館2F クリスタルホール

■大阪空港(伊丹空港)からお越しの場合
大阪モノレール「大阪空港駅」から4駅目、「千里中央駅」下車徒歩5分

■大阪・梅田・新大阪方面からお越しの場合
地下鉄御堂筋線(北大阪急行)「千里中央駅」(南改札口)下車徒歩5分

■京都・高槻方面からお越しの場合
阪急京都線「南茨木駅」下車、大阪モノレール「南茨木駅」から4駅目、「千里中央駅」下車徒歩5分

■お車でお越しの場合
ホテル内地下駐車場をご利用ください。(駐車券を会場受付でご提示願います。)

千里阪急ホテル正面外観

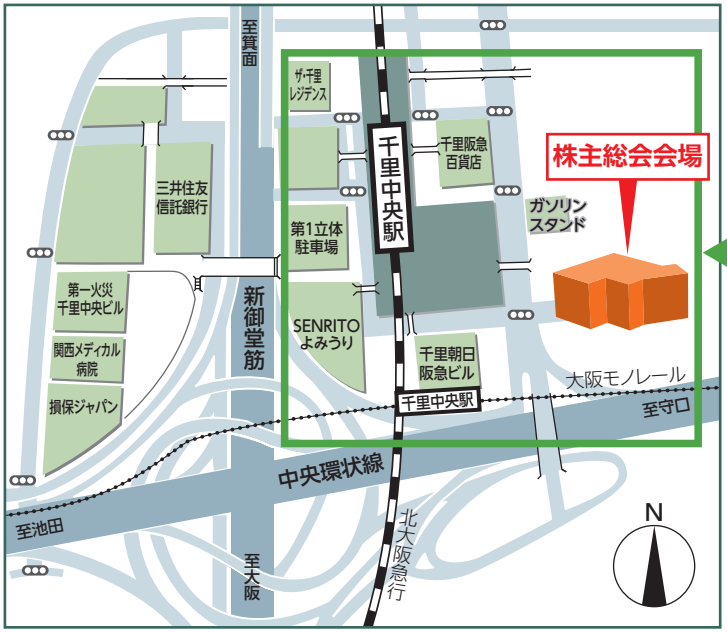

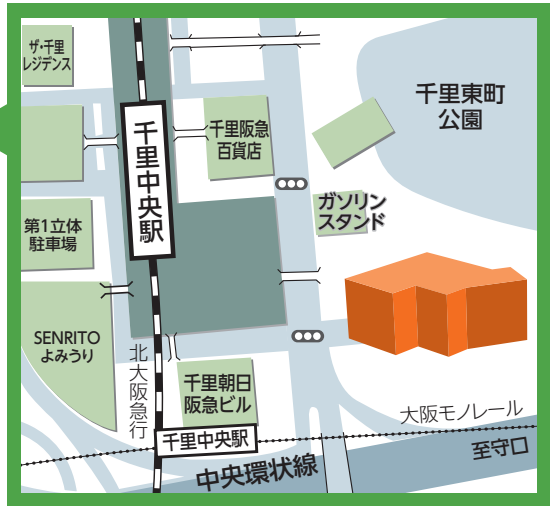

お知らせ

本定時株主総会におきましては、お土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

シップヘルスケアグループ
医療従事者様サポートマーク